

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会

馬場委員・富田委員・中嶋委員からのご質問

【質問】

前回（令和5年度）の第2子保育料無償化および今回の第1子保育料無償化に伴う区の歳入増の用途を示してほしい。

【回答】

(1) 令和5年度審議会でお示しした第2子無償化の歳入増1.7億円を活用できた主な事業

- ① 保育士・幼稚園教諭の処遇改善に向けた、公定価格上昇等に伴う教育・保育施設^{※1}の運営費の増（R5年度拡充：一財^{※2}+1.3億円/R6年度拡充：一財+8.5億円）
- ② 保育士確保・定着対策「保育士奨学金返済支援（R5年度拡充：一財+375万円）」
「民間求人ページに足立区の特集ページを設置（R6年度新規：一財+400万円）」
- ③ 未就園2歳児の幼稚園の定期的預かり（R5年度拡充：一財+9,875万円）」
＜上記①～③の令和5・6年度の補正予算増額分の合計額＞9.9億円

(2) 今回の第1子保育料無償化の歳入増3.1億円の活用予定の事業

区の歳入増の用途について、前回同様に、就学前家庭を対象とした子育て施策の充実を図っていく考えです。現時点での案としましては、令和7年度において

- ① 公定価格上昇等に伴う教育・保育施設の運営費の増（R7年度拡充：一財+12.5億円）
- ② 私立幼稚園預かり保育助成金（R7年度拡充：一財+287万円）」
- ③ 第三上沼田保育園新築工事（R7年度以降の複数年工事：一財及び基金+14.5億円）
のほか、

令和8年度以降においては、以下事業に今後も財源を有効に活用していきます。

- ④ 幼稚園や保育園に通っていない子どもを対象とした「誰でも通園制度（R8年度事業開始予定）」
- ⑤ 都補助割合が10/10から3年後に1/2へ変更予定である「子育て家庭訪問事業（R7年度秋から事業開始予定）」
- ⑥ 千住あずま保育園及び緑町保育園の老朽化に伴う施設更新 など
＜上記①②③の予算増額分の合計額＞2.7億円

※1 教育・保育施設・・・認可保育所（私立・公設民営）、区立認可外保育施設、地域型保育、家庭的保育、認証保育所、私立幼稚園、私立認定こども園

※2 一財・・・歳出から歳入を差し引いた一般財源額

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会

鹿浜委員からのご質問

【質問】

認可外保育施設について、一定の基準を満たしていない施設は何施設あるか。

【回答】

51施設中7施設

施設種別	施設数	無償化対象 (※)	
		○	×
企業主導型保育	27	27	0
その他の認可外保育施設	24	17	7
計	51	44	7

※ 無償化対象

認可外保育施設については、保育従事者の配置や保育室の面積など「認可外保育施設指導監督基準」を満たすことにより、一定の質が確保された施設として、区が確認を行い、幼児教育・保育の無償化の対象としている。

なお、無償化対象外の施設として、建物の構造面等の基準を満たしていない施設が2施設（事業所内保育1施設、英会話を学べる保育室1施設）、無償化対象施設となるための確認申請を行っていない施設が5施設（院内保育5施設）ある。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会

住谷委員からのご質問

【質問1】

前回の審議会で第二子無償化の際の歳入がプラスになった分の使い道についての議論がありましたが、使い道というのは事前に検討されたのか、実際の金額が確定してから検討されたのか知りたいです。

今回に関しても既にプラスになるとわかっている現段階での使い道は既に検討されている事柄があるのか、今後検討していくのか、伺える範囲で知りたいです。

【回答】

前回の第二子無償化に伴う区の歳入増については、事前に検討した使途はありましたが、正式には財政当局と協議しながら、予算案を決定しております。

今回の第一子無償化に伴う区の歳入増の使途については、別紙「馬場委員・富田委員・中嶋委員からのご質問」の回答（2）をご参照ください。

【質問2】

前回の審議会で保育に携わる人の不足の話がありましたが、実際に足立区ではどれくらいの不足が生じているのか、わかる数値や事例があれば伺いたいです。

【回答】

現在、足立区の認可保育施設においては、国の基準で必要とされる保育士の数に不足は生じておりません。

しかし、私立保育施設においては、新規採用に対して思うように保育士が集まらず、人材紹介業者を有料で利用するなど、採用活動に苦慮していると聞いております。また、朝や夕方時間帯における保育従事者の確保が難しいことも課題となっています。

この課題に対して、区はハローワークあだちと連携して参加無料の就職面接相談会を毎年開催しています。また、保育士専門の求人情報サイトに足立区の特設ページを掲載するとともに、小規模保育施設において短時間勤務の保育従事者への補助要件を緩和するなどの対策を実施しています。今後も、保育の質の向上を目指して、保育士の確保・定着に向けた施策を継続的に進めていきます。

足立区子育て支援サービス利用者負担適正化審議会

安田委員からのご要望

【要望】

第1子保育料無償化および利用者負担軽減に伴う影響額に対する要望。

現在、保育ママ事業は51名未満のため社会保険加入条件に該当していませんが、従業員から扶養を超えた場合、社会保険に加入したいと相談を受けます。しかし、保育ママが社会保険適用事業所になるための経費が約7～10万円、また1人当たりの給与が10万円/月の場合、約1.5万円、20万円/月の場合、約3万円を事業所が負担することになります。また、受託児が0～3名と少ない場合は、従業員にシフトを控えてもらっていて収入が減ってしまう事、毎月安定した収入がないことを理由に、離職やダブルワークをしている従業員がいるのが現状です。

従業員への安定した給与の支給、保育の質のための従業員の確保のために社会保険適用事業所になる事が必要と考えている保育ママもいます。

このような運営のための補助金を考えて頂きたく思っております。

【回答】

社会保険の適用にかかる経費や保険料の一部負担については、原則として事業主の責任範囲とされており、他業種・他団体との公平性や限られた財政状況を踏まえると、区単独で特定事業者に対する補助を行うことは困難であると考えます。